

第三辯議

福生町事務分掌條例の一部改正の件

福生町事務令並條例の一部を左の通り改正する

昭和二十四年一月十二日 癸亥

福生町長山 徳次郎

條例第

福生町事務令等條例の一部を左のとおり改正する。

第一條 總務課 一九、海外に關することの次に

二。國境、郡境及町境に属すること

二、租税滞納処分に関すること

三、税
外收入に
関するに

「二、他の課に属しないこと」を「三、他の課に属しないことに改める。

「稅務經濟課」を「經濟課」に改め、「一〇号を三〇号」を削り「四〇号」を

「下ミヤヅ・薬イザる」

附
刻

本條例は公布の日から二小を施行する

昭和二十五年第二回福生町議会々議録

一、昭和二十五年二月二十六日第三回福生町議会を福生町役場に招集する

一、應招議員左の如し

第五番	横田 壽照	第十六番	森田 幸藏
第七番	田村 信	第十三番	雨村 栄吉
第十番	杉森 真藏	第十番	村野 長平
第十二番	加藤 市藏	第十三番	井上 岩次郎
第十三番	高水 藤太郎	第十四番	貴井 伊作
第十四番	設楽 美知	第十五番	森村 武夫
第十五番	川窪 金吉	第十六番	田村 利一
第十六番	田村 福一		

一、会議の事件左の如し

第一 福生町國民健康保険條例設定の件

第二 福生町公安委員会選任につき同意を求める件

一議長(加藤市蔵)二月三日午前一時開会を宣する

一地方自治法第百三條の規定に依り議長の請求により出席したるを如し

町長 岸 徳次郎

町役 齋藤吉太郎

主事 内田 勇

一本会の書記を如し

囑託 大野忠一

〃 佐藤三郎

一議長(加藤市蔵)午後一時五十分開議を宣す

一出席議員を如し

横田壽照 田村信 杉森真 高水藤太郎

設楽美知 川窪金吉 田村福一 森田幸藏

田村栄吉 村野孝平 井上岩次郎 青井伊作

田村武夫 田村利一

一議長(加藤市蔵)本会。会期を一日とする旨を宣す

日程第一 福生町國民健康保険條例設定。件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第一読会を閉じを宣す

書記 訃読

一町長(岸徳次郎)本件。理由を説明す

一第三三番(井上岩次郎)入会については自由であるか

一町長(岸徳次郎)加入は強制的にしないとならうといふを述べ

一第三三番(設楽美知)町役所等。他の関係者の意向は業者の生活が出来るようにといふ

様子であるから運営委員会を作りたにより細部を検討したい

一第三五番(田村武夫)今までの健康保険については二般の関心がある。三番町は本組合が出来た場合

どう健康事業がこなせるか

一第三六番(青井伊作)本條例は他町村では設けられてあるか

「町長(平澤太郎)数ヶ町村は既に設置したと聞いているので、

「某町長(川口重吉)警部その他関係の積極的協力にまづけがたい。

「第三番(磯村武夫)運送は議会により徹底的に研究したい。

「議長(加藤市蔵)本條項について要議をなすや否や。

「第十四番(森田幸藏)第三章の保険料について等級査定法は如何にするか。

「四段(斎藤吉太郎)保険料の等級制について説明す。

「議長(加藤市蔵)本件について要議をなすか否かを會議に諮り賛成者に舉手を命ず。

舉手 全員

「議長(加藤市蔵)賛成者全員に付原案通り決定する旨を告ぐ。

日程第二 福生町公安委員選任に付同意を求めむ件

「町長(平澤太郎)本年四月二十日府民選任が退職したものの缺員として今里田信武を選任したいので賛成していいかどうか。

「議長(加藤市蔵)本件について賛成者に舉手を命ず。

舉手 全員

「議長(加藤市蔵)賛成者全員に付本件同意する旨を告ぐ。

會議録署名議員選一舉

「議長(加藤市蔵)署名議員の選舉は指名推薦による指名者と議長とに同意を會議に諮り全員の同意がなければ指名推薦によることに決する旨を告ぐ。

「議長(加藤市蔵)左の者を指名し一名に會議に諮り要議なく決する。

平井如三郎 井上岩太郎 齋井甲作

「議長(加藤市蔵)この議を附する旨を告ぐ。

「議長(加藤市蔵)本議會を閉会する旨を告ぐ。

午後二時五十分

右會議の終末を録しその相違ないことを証するため二ノに署名する。

福生町議會議長 加藤市蔵

公 議員 平井初五郎

井上岩江郎
貫井伊作



昭和三年第三回福生町議會々議録

一、昭和三年三月二十三日第三回福生町議會々福生町役場に招集する。

一、應招議員左の如し

第一番	並木竹松	第四番	川窪金吉
第五番	横田壽照	第七番	田村福一
第六番	天野由三	第八番	高橋三郎
第七番	田村信	第九番	田村幸藏
第八番	村尾昌三	第十番	森田誠重
第九番	杉森真	第十一番	沢村榮吉
第十番	加藤市藏	第十二番	村野喜平
第十一番	高水藤太郎	第十三番	平井初五郎
第十二番	設楽美知		

第三番 井上岩次郎

第五番 磯村武夫

第四番 賀井伊作

第六番 田村利一

第三番 缺員

一、会議の事件を、如し

一、福生町税及之賦課徴収條例設定の件

二、福生町牛数料條例の一部改正の件

三、福生町警。察牛数料條例設定の件

四、福生町吏員報酬額及費用并優待條例の一部改正の件

五、福生町職員の新給与実施に關する條例の一部改正の件

六、福生町消防団の定員仕更給与等關する條例設定の件

七、昭和三年度福生町歳入歳出算正予算の件

八、昭和三年度福生町歳入歳出予算の件

九、昭和三年度福生町歳入歳出予算流用の件

十、歳計現金並蓄積金預入金融機關に關する件

十一、一時借入金。の件

十二、寄附受領の件

十三、福生町火災予防條例設定の件

十四、福生町危險物取締條例設定の件

一、議長（加藤市蔵）三月二十五日午前九時四十分開會を宣す。

一、地方自治法第百三十一條の規定に依り議長の請求により出席したる左の如し

町長 山平 徳次郎

町役 齋藤吉太郎

主事 内田 勇

一、本会の書記左の如し

佐藤三郎

一議長(加藤市蔵)午前九時四十分開議を宣す

一各々議事方如し

並木竹松 横田壽照 天野由三 田村信

村尾昭三 杉森 英 加藤市蔵 高水藤太郎

設樂美知 川窪金吉 田村福一 高橋三郎

森田幸蔵 森田誠重 田村栄吉 村野長平

平井初之郎 井上岩次郎 曾井伊作 砥村武夫

田村利一

一議長(加藤市蔵)本会今期を大回開とする旨を告ぐ

日程第一(議事録整理)土地劃整理に伴う地名変更の諮問の件

一議長(加藤市蔵)東京都総務局長より、土地區劃整理施行に伴う字区域及び

その名称変更について諮問されたが、此の令は昨年一月十五日田議がなし答申をし

たが、その区域は追加した地域(中本校敷地)についてのことであるとの説明をなし

田議がなしかと會議に諮り、田議のなしかに答申を命じり、

答申 全員

一議長(加藤市蔵)全会一致に付本会田議がなしかを答申する旨を告ぐ

日程第二(第七次議案)衛生野牛数并條例の一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議事として第七次會を開く旨を告ぐ

議事 記録

一野長(山内孝太郎)諸物価の改訂に伴い手数料を倍額に十圓に改めたい旨を述べ、

一第七番(設樂美知)原案賛成に付直に決定したい旨を述べ、

一議長(加藤市蔵)第七次會議について會議に諮り賛成者に答申を命じり、

選挙 全員

「議長(加藤市蔵) 全会一致につき京安市議決定する旨を告ぐ」

日程第三(第八補議案) 福生町警署茶牛数料條例設定の件

「議長(加藤市蔵) 本件も議院より第一該会を閉じし可き也」

書記 朗読

「町長(岸徳次郎) 東京都總務局長通牒「自治体警署茶牛数料を徴収すること」及び

「総理(大隈重信) 議長並全國地方財政委員会事務局長連名通牒」によつて

今迄、関係條例も整理して本條例を設定したい旨も述ぶ

「第五番(川室金吉) 本牛数料の額については自治体警署茶牛と規定した額であるか

「町長(岸徳次郎) 本郡内に於ける協議したが、それ以外については不明であるが、不十分した額

より本件は額が全般にすぎない」と述ぶ

「第三番(設楽美知) 由之付牛数料は一律に五拾圓であるが、下記の交付牛数料に

比して征收したい。尚第三條第五項の遊技場と遊藝所の異にについて

「第五番(磯村武夫) 第二條の以右取締法第三條の「三」について説明を求む

「町長(岸徳次郎) 第三番、質問に就いて。由之付の牛数は事務的に同じであるが同一と差

をなすこととなる。警署遊技場は大体大人も対照とするもの故(遊藝所は児童を含む)とす

るものである。第三十五番の質問については同法の説明を説明する。

「第五番(横田壽照) 京案賛成に付直に決定したい旨を述べる。

「議長(加藤市蔵) 第五番説に付合議に諮り賛成者に選挙を命ずる。

選挙 全員

「議長(加藤市蔵) 全会一致に付京案を決定する旨を告ぐ。

日程第四(第九補議案) 海軍省官報印刷費及費用并償條例の部改正の件

「議長(加藤市蔵) 本件も議院より第一該会を用ひし可き也」

書記 朗読

「議長(森田幸蔵)は敬であるが、財政困難なときであるから、必ず減したい。尚議事と公費の
別と差があるが、此の理由について説明す。

「田長(佐澤次郎)公女委員は毎週例会が、勤務の時間が多い、この点を考へて、

「第十八番(森田幸蔵)勤務の時間的に考へることは向違ひではないが、

「第三十四番(田井伊作)財政困難な折であるから、今(田井)とした、

「第十五番(田村福一)報酬は出来なだけ拂ひ、勤めをして、

「第四番(三宅金吉)此の件に、農業調整を委員報酬がすなわち、と考へる、

「第五番(安永美知)此の報酬額と比較して、賃金ベースとは比例しているか、

「田長(幸徳次郎)総て委員に、これまた、さう考へるが、諸君の事情で、本件、

「田長(改正)したいから承認したい。第五番に、この農業調整委員に、これは、田長と

「は、議事を決めたのである、この説明を、

「第三十三番(平井初五郎)東京委員、所なる旨を述べる、

「議長(加藤市蔵)第三十三番説について、合議に諮る、賛成者に、議事を命じ、

「議事 全員

「議長(加藤市蔵)全合一致は、第三十三番説は、略く、東京委員、決する、この件、

「日経委員(第三十三番説)福生委員、新給実実施に関する條例の一部改正の件、

「議長(加藤市蔵)本件も議事として、第三十三番説を、南へる、この件、

「書記朗読

「田長(平徳次郎)政府職員、給与改訂に、これ、前人事院規則の勤務時間の考へ、

「実施に伴い、給与改訂も、これである、この件、理由を説明する、

「第三十四番(田井伊作)東京委員、決する、この件、

「議長(加藤市蔵)第三十四番説について、合議に諮る、賛成者に、議事を命じ、

「議事 全員

「議長(加藤市蔵)全合一致は、付東京委員、決する、この件、

日程第六(第十五議案)福井消防団の業務任要給付率に關する條例設定の件

一議長(加藤市蔵)本件は議題として本議会を開く可きと認む。

書記朗読

一町長(佐佐木五郎)消防組織法の改正と共に消防団令が廃止となつたので、即ちこの本條條を改正しようとするものであります。

一第三十五番(村野三平)消防委員会に對する消防委員が設けられたから消防委員会を廃止しようといふことなる。

一第四番(川口金吉)消防委員会と消防本部との合掌について

一町長(佐佐木五郎)消防委員会は、消防南條の同意について審議するものであり、消防委員会が消防団の同意を得る、消防委員会とは別に廃止したくないことと、消防委員会は、消防

一第十五番(田村福一)京釜鐵道には決意したいと述べる。

一議長(加藤市蔵)第十五番説には合議に諮る、賛成者に票半を命じら

票半 全員

一議長(加藤市蔵)全会一致で京釜鐵道に決定する可きと認む。

日程第七

一議長(加藤市蔵)休会を宣する(午前十一時五十分)

一議長(加藤市蔵)再会する(午後二時二十分)

日程第七(第十五議案)福井消防団の業務任要給付率に關する條例設定の件

一議長(加藤市蔵)本件は議題として本議会を開く可きと認む。

書記朗読

一町長(佐佐木五郎)本件は、理由を説明する。

再議なきことなる。

一議長(加藤市蔵)再議なきこと合議に諮る、再議なきこと、京釜鐵道に決定する可きと認む。

日程第八(第十五議案)旅計現金と當座現金と入金融機庫に關する件